

報道資料

平成30年 6月20日
奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局
建築安全推進課 建築審査係
担当：吉岡、迫田
ダイヤルイン 0742-27-7561
内線：4425

大阪府北部を震源とする地震における 被災建築物応急危険度判定に県職員(判定士)を派遣

- 1 概要** 大阪府北部で発生した地震に伴う被災建築物応急危険度判定活動について、正式に派遣要請がありました。
奈良県には、近畿ブロックのとりまとめ県である兵庫県から平成30年6月19日に要請があり、以下のとおり県職員を派遣します。
- 2 日程**
- | | | |
|---------------|--------|------------|
| 平成30年6月20日(水) | 午前 9時 | 奈良県分庁舎前を出発 |
| | 午前 11時 | 高槻市役所集合 |
| | | 判定活動実施 |
| 21日(木) | 午前 9時 | 高槻市役所集合 |
| 22日(金) | | |
| | | 判定活動実施 |
- ※23日以降の派遣要請については、正式要請があり次第、引き続き派遣する予定。
- 3 派遣先** 大阪府高槻市内
- 4 派遣人数** 県職員(被災建築物応急危険度判定士) 2名
- 5 業務概要** 被災建築物応急危険度判定は、地震により被災した建築物を調査し、その後の余震などによる倒壊や外壁の落下等による危険性を判定し、立入の危険性を示した判定ステッカーを表示することにより、二次的災害を防止することを目的としています。